

事務連絡
令和7年11月27日

各所属担当者様

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会

人間ドック補助金の請求について（依頼）

日頃より、互助会事業に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。
さて、互助会の人間ドック健診料の補助については、受診後に請求いただく事後請求となつております。
つきましては、貴所属互助会員に人間ドック受診後は必ず請求いただくよう、改めて下記及び裏面のとおり周知をお願いいたします。

記

1 請求方法

指定医療機関で人間ドックを受診後、以下の書類を互助会へ提出してください。

- (1) 「人間ドック補助金請求書」（様式第6号）
- (2) 領収書（コピー可）

※指定医療機関一覧、様式は互助会ホームページに掲載しています。

※公立学校共済組合の人間ドック補助（受診券）とは別です。互助会の補助を受けるためには必ず受診後に請求してください。

※50歳人間ドック補助対象の共済組合員は、互助会からの補助はありません。

2 請求期限

時効3年です。受診日から3年以内に互助会に到着するよう書類を提出してください。
3年を過ぎた場合は給付できません。

3 その他

令和7年度の60歳・勧奨退職者人間ドックの詳細は、裏面を確認してください。

【問合せ先】

〒260-8629

千葉市中央区中央4-13-10

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会

TEL 043-223-4119

URL <https://www.chibagojo.or.jp/>

互助会の

令和7年度人間ドック健診料補助事業

【対象者】

互助会員及びその被扶養者

【補助対象期間】

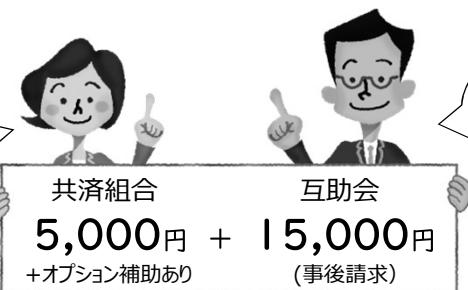
令和7年6月1日から令和8年2月28日まで

【請求方法】

指定医療機関で人間ドックを受診後、
領収書と「人間ドック補助金請求書」
を互助会へ提出

※領収証はコピー可

共済組合の補助は、
受診時に医療機関へ
『人間ドック受診券』を提出す
ると、窓口で控除されます。



【補助額】

本人 15,000円
被扶養者 5,000円
60歳・勧奨退職者 基本健診料全額(税抜き)

互助会の補助は、
受診後に互助会へ請求を
する必要があります。

※50歳人間ドック補助対象の共済組合
員は、互助会からの補助はありません。

60歳・勧奨退職者人間ドック

【令和7年度対象者】

- ①令和7年度中に60歳となる互助会員
(昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生まれの方)
- ②令和7年度末に勧奨退職見込みの互助会員
(60歳未満で勧奨退職が認定された方)

【補助対象の人間ドック】

令和7年度の補助期間中に受診する1日（日帰り）人間ドック

※1泊2日・通院2日コース及び指定医療機関以外での人間ドックは補助対象外です。

※補助対象期間に受診しなかった場合は、基本健診料全額(税抜き)補助は受けられません。

※共済組合の補助も併せて利用できます。

【補助金額】

基本健診料全額(税抜き)

※消費税及びオプション検査は自己負担です。

【請求方法】

下記の請求書に領収書を添付し互助会へ提出してください。

60歳	人間ドック補助金請求書 (様式第6号)
勧奨退職者	人間ドック補助金請求書(勧奨退職者用) (様式第6号の2)

※請求書に医療機関の証明があれば、領収書の添付は不要です。

※既に補助金を請求済みの方が、勧奨退職となった場合は差額を請求できますので

「人間ドック補助金請求書(勧奨退職者用)」のみを提出してください。

※請求の時効は受診日から3年です。



請求書様式のダウンロード、指定医療機関等の確認は互助会HPで！